

令和5年（行ウ）第385号 怠る事実の違法確認請求事件

原告

[Redacted]

被告

東京都知事

証 拠 説 明 書

令和6年6月12日

東京地方裁判所民事第2部B d 係 御中

被告指定代理人

[Redacted]

同

号証	標 目 (原本・写し)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙1	最新地方自治法 講座④住民訴訟 (抜粋)	写し H15. 4. 1	(編集) 園部逸夫 (発行) 株ぎょうせい	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法237条1項は、同法における「財産」とは、公有財産、物品、債権及び基金をいうと規定し、同法242条1項に定める「財産の取得・管理若しくは処分」及び「財産の管理を怠る事実」にいう「財産」とは同法237条1項に定める「財産」と同義であるから、財産の管理を怠る事実については、そこにいう財産が同法237条1項の「財産」のいずれかに該当するものであることを要すること(164～165頁)
乙2	住民訴訟の上手 な活用法〔第2 版〕	写し H13. 2. 28	(発行) 株民事法研究 会	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法237条の「財産」には「現金」は含まれないこと
乙3	昭和43年5月 17日金沢地方 裁判所判決 (TKC法律情報 データベース)	写し S43. 5. 17	金沢地方裁判所 裁判官	<ul style="list-style-type: none"> 同上